

「三重県太陽光発電設備等共同購入事業」の企画提案コンペに関する質問への回答

	質問	回答
1	仕様書（1）『統括責任者の選任及び実施体制の構築』について 本業務に配置する「統括責任者」の事業実績について、当該社員に紐づく実績（他社実績を含む）として記載することで問題は無いか。	ご認識のとおりで問題ありません。
2	仕様書（2）『事業実施スケジュール』について 本事業の性質上、工事着工が年度下半期からとなるため、購入者の都合、想定を超える申込件数、気候条件（積雪等）により、工事が年度を跨いで実施される可能性があると想定している。本提案における実施スケジュールについては、工事が翌年度4月以降に発生する場合を含め、リスクを踏まえた実効性のある計画として作成してよいか。また、年度を跨いで工事が発生する場合に、貴自治体として工事完了期日を別途定めているか。	工事が年度をまたぐことは支障ありません。 また、年度をまたいで工事が発生する場合の工事完了期日については特に定めておりません。
3	上記スケジュール及び仕様書（6）『施工業者の選定等』について 本事業の性質上、現地調査や工事時期に件数が重複することが想定される。施行業者の対応については、一時的に業務が集中する体制ではなく、募集期間内において平準化して対応できる体制を前提として募集して差し支えないか。	募集期間内に平準化して対応できる体制で差し支えありません。
4	本事業で対象とするターゲットについて、「個人が所有する戸建住宅」を対象と判断してよいか。 仕様書（3）「購入希望者に提供する太陽光発電設備等のプランの作成」においては、「太陽光発電設備においては、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれかが10kW未満」と規定されている。これらの条件は、法人契約の戸建住宅や中小規模事業者が所有する建物であっても合致する場合があると考えられるため、対象範囲の解釈について確認したい。	対象者は「県内の太陽光発電設備等の購入希望者」としており、それ以外の定めはありません。ご自由にご提案ください。

5	<p>仕様書（3）『購入希望者に提供する太陽光発電設備等のプランの作成』について 「塩害等を考慮した仕様」と記載されている点について、塩害対策の具体的基準は、今後選定するメーカーの塩害対策基準に従う運用として差し支えないか。また、塩害対策が必要となる顧客に対しては、個別の機器選定および価格提示を行う対応として問題ないか。</p>	<p>問題ありません。プランの詳細については、県と協議のうえ決定するとします。</p>
6	<p>仕様書（7）『太陽光発電設備等の施工管理』について 「施工業者及び第三者による検査の資格要件」において、「建築業法に規定する主任技術者（電気工事）相当の資格を有する」と規定されている点について、「主任技術者（電気工事）」相当を配置する意図についてご教示いただきたい。 一般的に、建築業法上の主任技術者が必要となるのは高圧設備や50kW以上の規模に該当する場合であり、本事業の対象と想定される住宅用太陽光発電設備においては、原則として電気工事士（一種・二種）が必須資格であると認識している。この点を踏まえ、本要件が主任技術者相当を求めている理由を伺いたい。</p>	<p>本事業は県事業でありながら太陽光発電設備の設置に係る施工や検査を直接管理ができないため、本条件を付しています。なお、求めているのは電気事業法ではなく「建設業法に規定する主任技術者（電気工事）相当の資格を有する者」です。</p>
7	<p>企画提案書項目「⑪収支見込等」について 上記を作成するにあたり、過年度に実施された共同購入事業について、各プラン別の契約件数実績をご公表いただきたい。</p>	<p>令和6年度事業における契約実績は以下のとおりです。 太陽光パネルのみ：19件 太陽光パネルと蓄電池：51件 蓄電池のみ：47件</p>
8	<p>企画提案書項目「⑪収支見込等」について 企画提案時点では、メーカーおよび施工業者が未選定であるため、収支見込の一部については概算となる見込みである。本企画提案では、「事務局運営に係る費用（原価）」、「想定する機器費用及び施工費」並びに前質問（No.7）「過去実績件数」を基礎として試算する想定であるが、この内容で必要な提案項目を満たしているか確認したい。</p>	<p>算出方法については特に定めておりませんので、ご自由にご提案ください。</p>